

# 世田谷区立山野小学校同窓会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、世田谷区立山野小学校同窓会(以下「本会」という)と称する。  
第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、世田谷区立山野小学校(以下「学校」という)の発展に寄与することを目的とする

## 第2章 会員

- 第3条 本会は、学校の卒業生を会員とする 但し、学校より転校した者で特に入会を希望するものは、特別会員となることが出来る。  
第4条 本会会員は、住所氏名を変更したときには、速やかに事務局に届ける事とする。

## 第3章 事務局

- 第5条 本会事務局を学校内に置く。(東京都世田谷区砧6丁目7番1号)  
第6条 本会事務局は、名簿の原本及び複写を各一組保管する。  
第7条 学校に事務局担当者として、学校職員を1名以上置く事とする。

## 第4章 組織及び役員

- 第8条 本会を運営するために次の役員を置くことができる。  
1. 会長(1名) 2. 副会長 3. 会計 4. 庶務 5. 監査(2名)  
第9条 役員会は、役員にて構成する。  
第10条 役員の選出方法は、役員会において推薦し、総会の承認を得て決定する。  
第11条 役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。  
第12条 役員欠員の補充の必要が生じた場合、その任期は、前役員の残任期間とする。  
役員の定年齢制を設け、70歳とする。

## 第5章 会議

- 第13条 総会は、本会の最高の議決機関であり、1年に1回開催する。  
第14条 総会・臨時総会は、出席会員にて成立し、議決は、その過半数でこれをもって決定する。  
第15条 役員会は、本会の運営に関する事項を協議し、決議は出席役員の過半数でこれをもって決定する。  
役員会は必要に応じて開催する。

## 第6章 名簿閲覧

- 第16条 同窓会名簿閲覧の許可は事務局にて決定する。  
第17条 名簿閲覧は、同窓会開催の目的のみ申請後、許可を受けた者は、立会人1名以上のもと事務局で閲覧できるものとする。なお、申請には2名以上の連名によるものとする。

## 第7章 連絡

- 第18条 会員への連絡方法として、同窓会連絡先登録用紙に記載された電子メールアドレス等を活用する。  
但し、役員会での承諾を得た場合その他の方法にて連絡することが可能とする。

## 第8章 会計

- 第19条 学校卒業時に入会金100円を納入するものとする。  
第20条 特別会員は、入会希望時に入会金100円を納入するものとする。  
第21条 本会の運営は、入会金その他の収入をもってこれにあたる。  
第22条 事業報告、会計報告は総会にて行う。

## 第9章 改定

- 第23条 本会会則は、総会にて3分の2以上の賛成をもって変更することが出来る。  
【附則】 この会則は、平成26年2月4日から施行する。

発 足 平成25年11月30日

発起人 順序不問 石井栄 渋川伴信 川島茂 羽立美保 山根俊一 宮田清正 羽鳥宏美 長島滋子 西村幸子  
日高純子 関山徹 高橋実之 吉浦弘哲 角坂絢子 前田茂宏 他